

江戸川区公契約審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について
別紙のとおり、江戸川区立葛西第二中学校改築工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

（審査会）

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

1 諮問内容

江戸川区立葛西第二中学校改築工事について、「福田・山内建設共同企業体」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約を締結します。

2 事業者の指定理由

本件は令和6年1月の公告より3回にわたり社会的要請型総合評価一般競争入札を行いました、いずれも契約不調となりました。さらに令和7年4月、制限付一般競争入札により公告を行った結果、入札参加者がいないため契約不調となり、工事着手がすでに1年以上遅延しています。

本工事は、新校舎建設、既存屋内運動場解体及び校庭整備を行うものであり、仮設校舎にて学校運営を行いながら工事をする必要があります。度重なる契約不調により学校改築事業が停滞することで、学校運営及び生徒の学校生活に大きな負担が生じているため、早急に事業を進める必要があります。

令和7年7月に過去の入札参加事業者等に対して学校改築工事を実施可能な条件についてサウンディング調査を実施しました。調査の結果全9社中、回答できない、技術者不足等により2年ほど先でないと工事着手ができない又は金額の詳細が算出できないという回答が7社あり、詳細金額及び年度内工事着手の回答が2社ありました。そのうち、区が想定する事業スケジュールに最も条件が近く、速やかに工事に着手できる体制が整うと回答したのは福田・山内建設共同企業体でした。但し、同企業体としても、（同企業体の）構成会社の工事受注状況から、早期に契約をしなければ、回答したスケジュール・体制で工事を実施することは困難ということでした。

サウンディング調査の結果から、早急に契約を締結しなければ、契約の時期を失する恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき福田・山内建設共同企業体と特命随意契約を締結することとします。

3 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
江戸川区立葛西第二中学校改築工事	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和6年2月28日	不調（全者辞退）
		令和6年7月31日	不調（全者辞退）
		令和7年2月28日	不調（全者辞退）
	制限付一般競争入札		不調（参加なし）
	8号随意契約		成立せず

4 根拠規定

【地方自治法施行令】

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（省略）

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～五（省略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～二（省略）

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ～ハ（省略）

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五～七（省略）

5 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

(社会的要請型総合評価一般競争入札の例外)

第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区公契約審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について
別紙のとおり、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(審査会)

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

1 諮問内容

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事について、「桐井電設工業株式会社」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約を締結します。

2 事業者の指定理由

本件は社会的要請型総合評価一般競争入札方式にて入札を行いましたが、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の入札不調に伴い、3 度打ち切りになりました。なお、3 度目の入札に関しては開札後、公契約審査会による落札者選定を経て、桐井電設工業株式会社が落札者となりました。

この度、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の請負業者選定が進み、同時に施工する設備業者も早急に契約を締結しなければ、契約の時期を失する恐れがあるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、本件において落札者に選定された実績のある桐井電設工業株式会社と特命随意契約を締結することとします。

3 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和 6 年 2 月 28 日	入札打切り
		令和 6 年 7 月 31 日	入札打切り
		令和 7 年 2 月 28 日	入札打切り（落札者選定済）
	8 号随意契約		成立せず

4 根拠規定

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（省略）

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～五（省略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～二 (省略)

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ～ハ (省略)

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五～七 (省略)

5 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札(以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。)によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

(社会的要請型総合評価一般競争入札の例外)

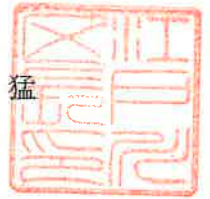
第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であつて、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 斉 藤 猛



諮 問 書

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、江戸川区公契約条例第 30 条第 3 項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について
別紙のとおり、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(審査会)

第三十条 公契約過程の適正化及び公平かつ公正な落札者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公契約審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公契約過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

1 諮問内容

江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事について、「株式会社アイ・エヌ・オー」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約を締結します。

2 事業者の指定理由

本件は社会的要請型総合評価一般競争入札方式にて入札を行いましたが、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の入札不調に伴い、3 度打ち切りになりました。なお、3 度目の入札に関しては開札後、公契約審査会による落札者選定を経て、株式会社アイ・エヌ・オーが落札者となりました。

この度、江戸川区立葛西第二中学校改築工事の請負業者選定が進み、同時に施工する設備業者も早急に契約を締結しなければ、契約の時期を失う恐れがあるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、本件において落札者に選定された実績のある株式会社アイ・エヌ・オーと特命随意契約を締結することとします。

3 入札等の状況

工事件名	入札方法等	開札日	結果
江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事	社会的要請型総合評価一般競争入札	令和 6 年 2 月 28 日	入札打ち切り
		令和 6 年 7 月 31 日	入札打ち切り
		令和 7 年 2 月 28 日	入札打ち切り（落札者選定済）
	8 号随意契約		成立せず

4 根拠規定

【地方自治法施行令】

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（省略）

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～五（省略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

【予算決算及び会計令】

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～二 (省略)

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ～ハ (省略)

ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五～七 (省略)

5 参考規定

(1) 江戸川区公契約条例

(社会的要請型総合評価一般競争入札)

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の落札者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。ただし、社会的要請型総合評価一般競争入札により落札者が選定し難いときは、他の方法によることができる。

(2) 江戸川区社会的要請型総合評価一般競争入札実施要綱

(社会的要請型総合評価一般競争入札の例外)

第7条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する落札者が選定し難いときとは、社会的要請型総合評価一般競争入札に2回付したにもかかわらず入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合であって、特定公共工事の円滑な実施に重大な支障が生じるときとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する他の方法とは、制限付一般競争入札を基本とする。

令和7年9月3日

江戸川区長 齊藤 猛 殿

江戸川区公契約審査会

会長 鈴木 孝 男



答 申 書

令和7年9月2日付け、25 総契送第 256 号から第 258 号において諮問のあった江戸川区立葛西第二中学校改築工事、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、江戸川区公契約条例第 30 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案件名	江戸川区立葛西第二中学校改築工事、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について
審議結果・ 答申内容	江戸川区立葛西第二中学校改築工事、江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う電気設備工事及び江戸川区立葛西第二中学校改築に伴う機械設備工事における、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号による随意契約の締結及び締結事業者について、これを認めます。